

釜石労働基準監督署からのお知らせ

令和4年
11月

1 釜石支部主要企業訪問

取材協力：公益財団法人岩手労働基準協会釜石支部

10月5日に日鉄テックスエンジニアリング株式会社東北支店、日鉄物流釜石株式会社を訪問しました。

日鉄テックスエンジニアリング株式会社東北支店



「4タイム+KY」の実施

1日の作業は常に変化し朝1回のKYでは作業全体を捉えたものとなり視点

がぼやけてしまう。そこで、作業内容が変化するタイミングでその都度KYを行うこととしています。午前、昼、午後休憩を挟んで作業が切り替わることが多いことから、1日の作業を4分割、4タイムに分けてKYを行うことを基本とし、「4タイムKY」を行っています。さらに計画外に作業内容が変更したり、トラブルが発生したときには、プラスアルファのKYも行っています。専用シートを作成し、各作業ごとのKYの記録も保存し内容のチェックも併せて行っています。



TEX-DOJO (テックス道場) の実施

ハンマーの使い方、サンダーの掛け方など十種類以上、工場作業での基本的動作の技能や技術の向上を図るため、各従業員、月1回、1時間程度「TEX-DOJO (テックス道場)」を実施しています。特に新入社員など若い世代は工具を使った経験が乏しく、予想以上に上手く使えない実態にあります。動画などを視聴し座学の後に、専用の演習場所に移ってトレーナー指導の下作業のコツなどを習得しています。その後、達成レベルの確認のための評価も行っています。



日鉄物流釜石株式会社



落防止作業台の使用

大型トラックやトレーラの荷台上で作業することが多いため、荷台からの転落による災害を防止すること

に重点を置いています。転落防止のため荷台の3方向を囲う移動式の作業台を製作して使用しています。また、どうしても転落防止対策が取れない場合は、転落時の身体的衝撃を軽減する「エアバック式ライフジャケット」も導入しています。



「エアバック式ライフジャケット」も導入しています。

睡眠時無呼吸症候群簡易検査の実施

大型車両や重機、クレーンなどの運転者は、睡眠時無呼吸症候群に罹患していると、運転中に居眠りをして大事故につながりかねないことから、定期的に「睡眠時無呼吸症候群簡易検査」を実施しています。その結果、精密検査が必要と判定された社員には、費用の一部を会社負担し精密検査の受診も推奨しています。また、65歳以上の運転者に対しては、運動機能や反射神経などの劣りを認識してもらうため、定期的に運転シミュレーターのような高齢運転適正診断を実施しています。

清涼飲料の糖分量表示

保健師の協力の下、社内の自動販売機に糖分量の一覧表を掲示し、健康に配慮した飲み物の購入の参考としています。



日鉄テックスエンジニアリング株式会社東北支店、日鉄物流釜石株式会社 共通の実施事項

類似災害活動の実施

グループ会社などで発生した災害事例について、毎月1事例を選び、自分の職場に置き換えた場合、どのような災害が考えられるか、小集団で検討し、改善策まで含めた「類似災害活動」を実施し、検討報告書も提出しています。



安全体力診断の実施

年齢による体力の衰えの自覚、運動不足による体力の衰えなどを実感し、体力回復のきっかけを作るため、年1回、閉眼片足立ち、バランスボール立ちなど約10種類の体力測定を行っています。結果はシステム判定し各従業員に返しています。

2 11月は、「令和4年度 いわて年末年始無災害運動」の準備期間

年末年始は、慌ただしさに加え、凍結、積雪等の自然要因も加わり、労働災害のリスクが高まる時季です。特に、毎年、運動期間中に発生する転倒災害の約6割、交通労働災害の約5割が凍結路面での転倒、車両のスリップ事故など冬季特有要因による労働災害です。

今年も「令和4年度いわて年末年始無災害運動」を実施します。

【実施期間】12月1日から1月31日まで（準備期間 11月1日から11月30日まで）

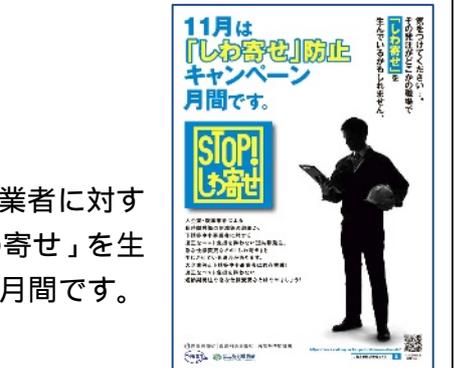
【スロ・ガン】「あなたの安全家族の願い 年末年始も無災害」



3 11月は「過労死等防止啓発月間」

過労死防止法では、毎年11月を「過労死等防止啓発月間」としています。週の労働時間が60時間以上の労働者の割合は引続き高く、脳・心臓疾患、精神障害に係る労災認定件数が高水準で推移しています。

このため、厚生労働省では、11月を「過重労働解消キャンペーン」と設定し、労使をはじめとする関係者に呼び掛け、長時間労働の削減、健康障害防止、労働時間の適正把握、賃金不払残業の撲滅等過重労働解消に向けた取組みを推進します。



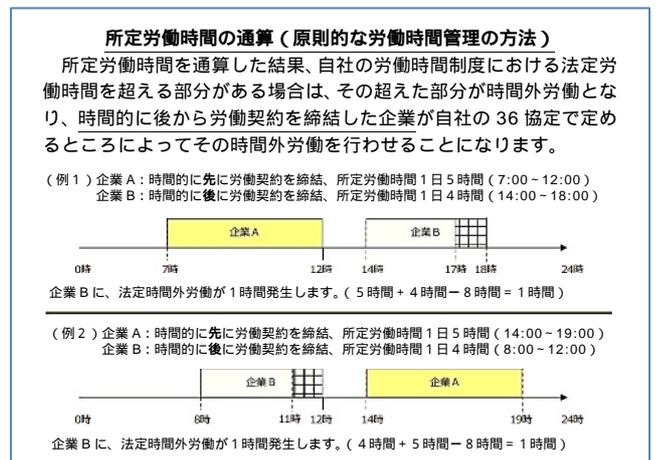
4 11月は「しわ寄せ」防止キャンペーン月間

大企業・親事業者による長時間労働の削減等の取組が、下請等中小事業者に対する適正なコスト負担を伴わない単納期発注、急な仕事変更などの「しわ寄せ」を生じさせている場合があります。11月は「しわ寄せ」防止キャンペーン月間です。

5 副業・兼業の労働者への対応

労働者が副業・兼業を行う場合、原則として、自社と副業・兼業先の労働時間を通算して管理する必要があります。

時間的に後から労働契約を締結した企業の場合、所定労働時間内であっても割増賃金の支払が必要になる場合があります。人事労務管理の方は、右図を確認の上、労働者を雇入れる際、副業・兼業の有無を確認した上で適切に対応してください。



6 労働災害発生状況

【令和4年9月末現在（前年同期と比較して18件（29.5%）の増加）】

休業4日以上労働災害 79件（コロナ11件含む）（前年同期61件（同1件））
死亡災害 2件（同0件）

【9月発生の災害事例】

トラックに付いている梯子を使って、荷台に上がろうとしたところ、梯子の段数がもう一段あると勘違いし、梯子をつかみ損ね地上に落下し、右足かかとを骨折し休業見込み3か月となった。

トラックの乗降は3点保持、梯子を使用する前には指差呼称の徹底をしましょう。